

## 浜松市トライアル発注認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定による新商品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象となる新商品)

第2条 この要綱において、「新商品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、過去に申請した実績がある同一商品（第10条第3項本文の規定により再度審査対象とするものに該当する場合を除く。）を除く。

- (1) 自ら開発し、浜松市内で自らの商品として製造又は販売する商品であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる商品であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号の要件をいずれも満たしていること。

2 浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱第11条の交付決定を受けた事業については、前項第1号の要件を満たすものとみなす。

### (対象となる新役務)

第3条 この要綱において、「新役務」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの及び過去に申請した実績がある同一役務（第10条第3項本文の規定により再度審査対象とするものを除く。）を除く。

- (1) 自ら開発し、浜松市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる役務であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号の要件をいずれも満たしていること。

2 浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱第11条の交付決定を受けた事業、浜松市実証実験サポート事業費補助金交付要綱第9条および浜松市スタートアップ連携促進事業費補助金交付要綱第8条の交付決定を受けた実証事業については、前項第1号の要件を満たすものとみなす。

### (認定対象者)

第4条 この要綱の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 浜松市内に事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 浜松市税の滞納がない者
- (3) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でないこと。また、それらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱又は浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人、被保佐人、被補助人、禁治産者、準禁治産者、破産者又は破産手続開始決定の通知を受けている者でないこと。

(募集)

第5条 市長は、この要綱に基づく認定を行うにあたり、本市のニーズ及び地域課題を予め調査し、募集を行う。

(申請)

第6条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を作成し、浜松市トライアル発注認定事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の生産・提供の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際に、次の附属書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書の写し、個人にあつては、住民票、確定申告書の写し、身分証明書の写し（本籍地の市町村長が発行したもの）、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料
- (2) 法人にあつて、本店（本社）が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書第6号及び第10号様式の写し
- (3) 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては直近1年間の事業内容等を記載した書類）

- (4) 商品等の詳細がわかる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
  - (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
  - (6) 市税納付・納入確認同意書（様式第3号）
  - (7) 申立書（個人の場合）（様式第4号）
  - (8) SaaS(ASPサービス)、IaaS等のクラウドを利用する商品を申請する場合は、浜松市ASP・SaaSセキュリティチェックリスト(様式第5号)
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 3 浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱第11条の交付決定を受けた者または浜松市実証実験サポート事業費補助金交付要綱第9条の交付決定を受けた者または浜松市スタートアップ連携促進事業費補助金交付要綱第8条の認定を受けた者が申請する場合にあっては、前項第1号から第3号の附属書類の提出を省略することができる。この場合において、当該申請者は、当該交付決定通知書の写しを提出しなければならない。
- 4 新商品等にかかる申請者（浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱第11条の交付決定を受けた者、浜松市実証実験サポート事業費補助金交付要綱第9条の交付決定を受けた者および浜松市スタートアップ連携促進事業費補助金交付要綱第8条の交付決定を受けた者を除く。）は、認定申請書の提出に先立ち、市長の定める期間内に事前相談をしなければならない。

（認定基準）

第7条 申請者から提出された実施計画の記載内容は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 新商品等が、第2条又は第3条の要件のいずれかに該当すること。
- (2) 申請者が第4条の要件に該当すること。
- (3) 認定申請書に記載した事項を確実に実施しうること。
- (4) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反するおそれがないこと。
- (5) 実施計画が公序良俗に反するものでないこと。

（認定区分）

第8条 新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者及び新商品等の認定区分は、次のとおりとする。

区分	内容
認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもの。

保留	新商品等が認定基準を満たしていないもの。
対象外	申請者又は新商品等が対象要件を満たしていないもの。

(審査)

第9条 市長は、第6条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者を前条の認定区分により区分する。

2 市長は、前項の審査において、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(認定区分の通知等)

第10条 市長は、第8条の規定により申請者を区分したときは、認定に区分した者(以下「認定事業者」という。)に浜松市トライアル発注認定事業認定決定通知書(様式第5号)、保留及び対象外に区分した者にその旨及びその理由を通知するものとする。

2 認定の効力が継続する期間(以下「認定期間」という。)は、認定事業者に対して認定区分の通知をした日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

3 保留と区分された新商品等の品質が大幅に向上した場合、各年度における新商品等の公募期間中に限り、認定申請書の提出により、再度審査対象とすることができる。ただし、販売開始から概ね5年を経過した新商品等については、審査の対象に含めることはできない。

(実施計画の変更)

第11条 認定事業者は、実施計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、実施計画変更承認申請書(様式第7号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認にあたり、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(実施計画の中止)

第12条 認定事業者は、認定期間中に新商品等の生産・提供を中止したときは、事業中止届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の規定による認定の区分を取り消すことができる。

(1) 実施計画に従って新商品等の生産・提供を実施していないとき。

(2) 第7条の認定基準に適合しなくなったとき。

- (3) 偽り又は不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2に定める措置要件に該当する行為その他法令違反等不正な行為があったと認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が認定することが適当でないと認めるとき。

(報告及び調査)

第14条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

(新商品等に関する広報活動)

第15条 市長は、認定事業者が生産・提供する新商品等の普及促進を図るため、認定した新商品等を公表するほか、新商品等に関する広報活動に努めるものとする。

(新商品等の調達)

第16条 市は、新商品等の調達を行うに当たり、認定事業者が生産・提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その積極的な調達に努める。

(新商品等の試用)

第17条 認定事業者は、市に対して新商品等の試用を求めることができる。

- 2 試用の期間は1年を超えないこととし、試用期間中に発生する費用は、認定事業者の負担とする。
- 3 試用期間終了後、市は、新商品等の積極的な調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。